

国立大学法人 鹿児島大学

学長 永田行博 殿

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正についての意見

郡元事業場過半数代表者

小栗 實

教員の勤務時間および休憩時間について B 勤務を導入する件について、5 時限目の授業の時間（16 時 10 分から 17 時 40 分まで）に合わせての改善事項であり、この点に関しては基本的に異論はない。

しかし、以下の点に留意が必要である。

授業とくに実習については、技術職員が教員を補助することがあり、技術職員の勤務時間は 17 時 15 分までなので、このままでは自動的に時間外労働を余儀なく（しかもサービス残業になる可能性も高い）されることが予想される。技術職員の実習などの授業の補助がどのくらいなされているか、その時間、回数などをしっかり調査し、場合によっては、技術職員の勤務時間の割り振り変更をふくめた対応をきちんと行うこと。

助手についても一部の学部では、夜遅くまで実習にかかわっている事態も報告されている。その実態についてしっかり調査し、対応をきちんと行うこと。

なお、昨年の就業規則制定のさいにも意見として指摘した事項だが、国家公務員時代は、人事院規則 15 - 1 に基づき、15 分間の「休息时间」（勤務時間に含む）が認められていたが、国立大学法人化にともない、この「休息时间」が廃止され、実働時間が 7 時間 45 分から 8 時間に変更された。職員にとって勤務条件の不利益変更とも考えられるので、再考を要望する。